

「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金【新規】

予算額 2,000,000千円

1 事業の目的・概要

東日本大震災からの復興へ向けた事業を行う市町村を支援するため、千葉県東日本大震災市町村復興基金を活用し、市町村へ交付金を交付します。

2 事業内容

千葉県東日本大震災市町村復興基金から、市町村へ「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金として20億円を交付し、市町村が東日本大震災からの復興に向けて、弾力的かつきめ細かな事業を行えるよう支援します。



「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金

県
千葉県東日本大震災市町村復興基金

交付金
20億円

・市町村の被災の度合いに応じ、財政力等を勘案して配分します。

全市町村

東日本大震災からの復興に取り組むために実施する事業

事業例

- ◎住民生活の安定に関する事業
(生活再建の支援、医療体制・生活相談体制の整備、被災者の心のケアなど)
- ◎地域コミュニティ再生に関する事業
(被災地域のコミュニティ機能の維持、再生など)
- ◎地域経済の振興・雇用維持に関する事業
(消費者に対する情報提供、観光におけるPR活動、被災者への就労支援など)
- ◎文化・芸術の復興に関する事業
(被災地域の伝統芸能の復興支援活動など)

担当課・問い合わせ先
総務部市町村課自治振興室
(043-223-2385)

被災者住宅再建支援金事業

予算額 3,500,000千円

1 事業の目的・概要

東日本大震災により液状化等の被害を受けた被災者の生活再建を支援するため、昨年6月から実施している支援金事業の申請期間を平成26年4月10日まで延長します。

(平成23年度～26年度で実施) [平成24年度：約4,500世帯見込み]

2 事業内容

国の被災者生活再建支援制度の対象とならない液状化等の被害を受けた住宅の解体費や補修費に対して助成します。

(支援対象世帯)

次の①～③のいずれかに該当する世帯(ただし、①～③の併給は不可)

- ① 住宅の地盤が液状化等したことにより住宅に被害を受けた世帯のうち、住宅(半壊に至らない住宅に限る。)を解体した世帯
- ② 住宅の地盤が液状化等したことにより住宅に被害を受けた世帯のうち、その地盤を復旧(住宅の基礎の修復を含む。)した世帯
- ③ 半壊(大規模半壊を除く)の被害を受けた世帯のうち、住宅の補修を行った世帯

(支援金額)

支援対象世帯	限度額	
	二人以上の世帯	単身世帯
液状化等による住宅解体世帯	100万円	75万円
液状化等による住宅地盤復旧世帯	100万円	75万円
半壊補修世帯	25万円	

(申請期限)

平成26年4月10日まで

担当課・問い合わせ先
防災危機管理監防災危機管理課
043-223-2297

被災者住宅再建資金利子補給事業

予算額 200,000千円

1 事業の目的・概要

被災した住宅の建替等に係る負担を軽減するため、住宅の所有者等が必要な資金を金融機関から借り入れる場合、県内市町村と共同して、利子の一部を助成します。

なお、住宅の復旧が遅れている現状を踏まえ、利子補給の対象となる金融機関からの借入期限を平成25年度末まで延長します。

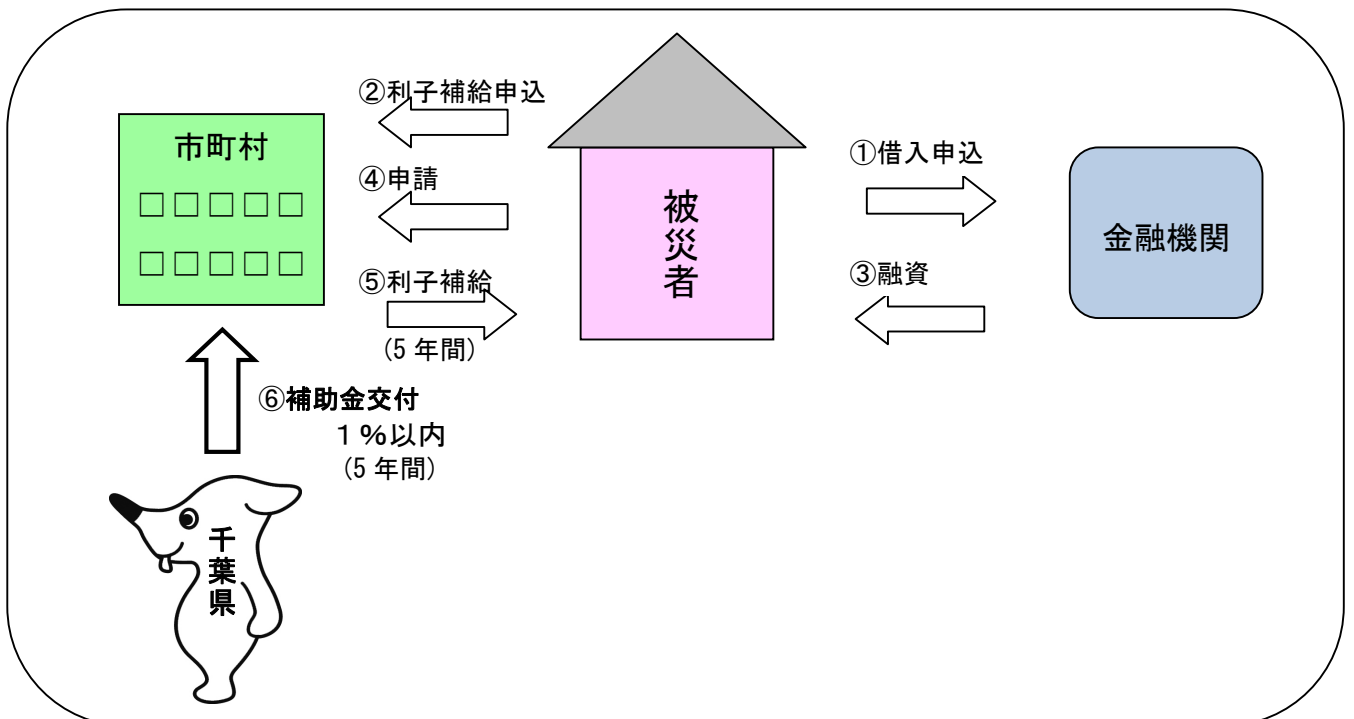
[交付対象] 被災住宅の建替え、補修のために金融機関から借入れした者であって、罹災証明書の発行を受けた者

[事業内容] 利子補給期間：支払い開始から5年間

利子補給対象借入額：100万円以上500万円以下

[交付額] 市町村が実施した利子補給率に対し、1%を上限として市町村に助成

2 事業内容



担当課・問い合わせ先

県土整備部都市整備局住宅課

043-223-3223

障害者のための災害時防災拠点整備事業【新規】

予算額 72,300千円

1 事業の目的・概要

災害時に地域の障害者が円滑に避難し、適切な支援を受けられるよう、障害者支援施設を活用した広域的な支援体制の構築について市町村等関係機関と検討します。

また、災害時において支援が困難な障害者等の受入れができる防災拠点の整備を図ります。

2 事業内容

(1) 災害時支援体制検討事業 300千円

災害時における障害者の避難方法や、障害者用の福祉避難所の拡充、災害時防災拠点との連携等について県、市町村、障害者団体と検討を行います。

【参考】障害者用の福祉避難所数（県内）：8施設

(2) 地域防災拠点整備事業 72,000千円

〔補助対象経費〕

- ・災害時用品等の備品購入費
- ・災害時の食料品等を保管するための備蓄倉庫の整備費
- ・耐震、耐火工事のための整備費
- ・一時的な避難場所を確保するための工事等に要する経費等

〔補助対象施設〕福祉避難所として指定を受ける予定の民間障害者施設

〔負担割合〕国1/2、県1/4、事業者1/4

担当課・問い合わせ先
健康福祉部障害福祉課
043-223-2646